

令和7年度流域治水プロジェクト重点推進施策について

令和8年3月6日

重点推進施策 流域の雨水貯留機能の向上の推進

■ 当面の目標

「流域の雨水貯留機能の向上」に向けて、
1つでも多くの取組を推進しよう！

令和7年6月荒川水系(東京ブロック)流域治水協議会 幹事会において位置付け

凡例 ●:実施済み、○:R7年度実施中、△:R7年度以降実施予定、-:実施予定なし、◻:取組機関対象外
※減災対策協議会の取組内容は一つでも実施していれば、実施している取組とする(●、○、△のいずれか記入)

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35				
	荒川下流	東京都	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	渋谷区	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	小金井市	小平市	東村山市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	西東京市	瑞穂町	内閣府	水資源機構	気象庁		
事項	具体的取組(国・都・区市町調査項目)																																						
3) 流域の雨水貯留機能の向上																																							
1	校庭貯留	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	○	△	●	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	雨水貯留施設の整備(建物内の雨水貯留施設、住宅等における各戸貯留)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	浸透性舗装	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ、指導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	自然地の保全	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
6	グリーンインフラ(公園緑地の整備、施設の緑化等(水害対策も実施))	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	△	-	-	-	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-		
7	道路下の雨水貯留浸透施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	△	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-		

事例紹介

■ 対策事例 【荒川水系流域治水プロジェクト2.0: 東京都】



『調節池整備』

新規

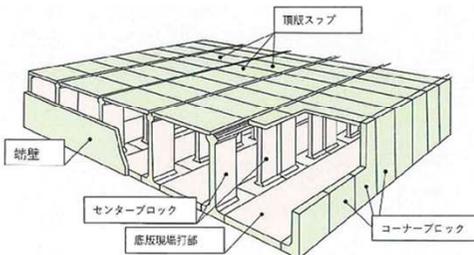
- 1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - (1) 洪水氾濫対策
 - ④ 調節池整備

◆ 矢端川今井2丁目調節池

<排水区イメージ>



<調節池イメージ>



<整備状況>



調節池容量 約2,300m³

担当部署	東京都 青梅市 都市整備部土木課
連絡先	0428-22-1111
関係機関	—

取組概要

・ 矢端川に隣接する事業用地に調節池を設け、矢端川の水位が基準値を超えた場合、超えた雨水が施設に流れ込む構造となっており、雨水を一時的に貯留いたします。

取組内容の工夫点・課題・留意点

・ 将来的に調節池を増設することや、宅地内に浸透施設を設けることなどが必要であり、様々な対策と併せ、災害への備えとしたいと考えております。

取組による効果

・ 大雨時に矢端川の水位が上昇した際、雨水の一部を取水することで、調節池下流域への影響を低減させます。

事例紹介

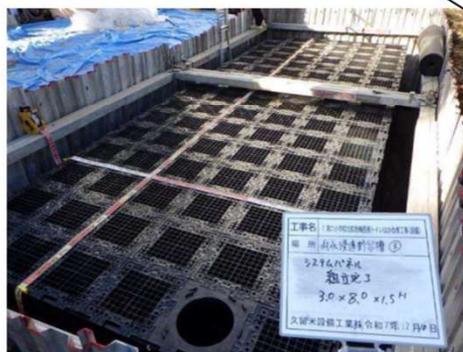
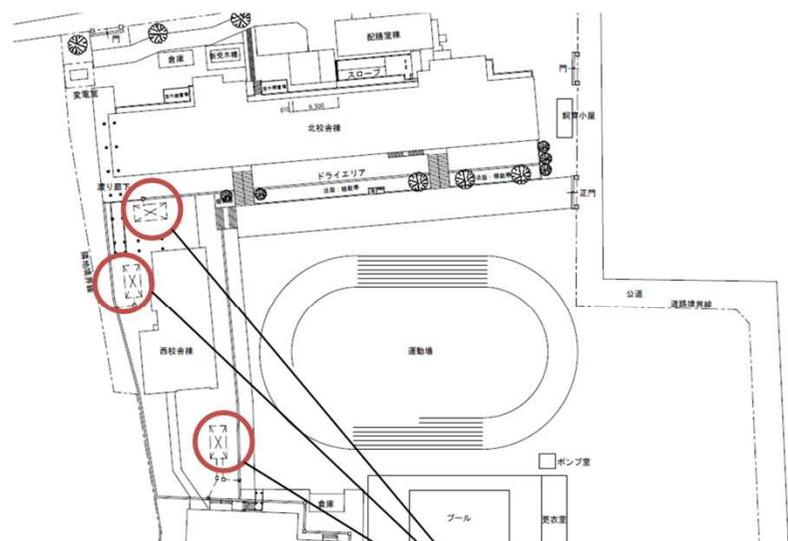
■ 対策事例 【荒川水系流域治水プロジェクト2.0: 東久留米市】



『雨水貯留施設整備事業』

新規

- 1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- (3) 流域の雨水貯留機能の向上
 - ② 雨水貯留施設の整備(建物内の雨水貯留施設、住宅等における各戸貯留)



浸透貯留槽設置箇所
(3か所 計171m³)

担当部署	東久留米市 教育部教育総務課
連絡先	042-470-7775
関係機関	—
取組概要	<p>雨水流出抑制及び校庭の冠水対策の取組として、東久留米市立第六小学校の校庭地下に雨水浸透貯留槽（171 m³）を整備した。</p>
取組内容の工夫点・課題・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校運営に影響が最小限となるよう工期等の調整を行った。 ・ 貯留槽のメンテナンス費用等に懸念が残る。
取組による効果	<p>学校敷地外への雨水流出を抑制するとともに、校庭の状態を良好に保ち、衛生状態の保持に寄与することが期待される。</p>

事例紹介

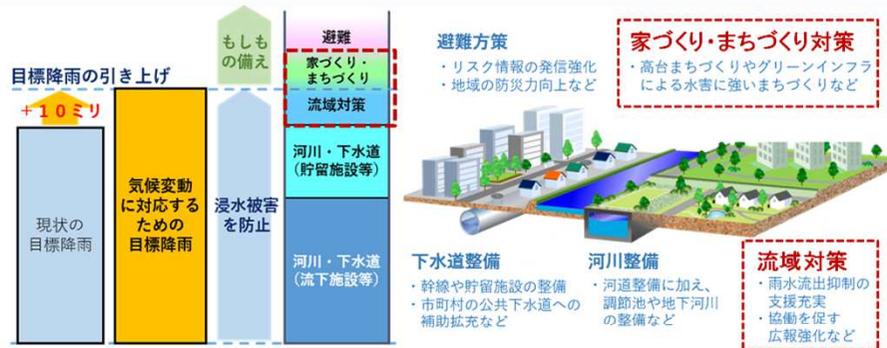
対策事例 【荒川水系流域治水プロジェクト2.0: 東京都】



『雨水流出抑制に資する取組』

新規

- 1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- (3) 流域の雨水貯留機能の向上
- ⑥ グリーンインフラ(公園緑地の整備、施設の緑化等(水害対策も実施))



目標降雨と各施策の役割分担 『東京都豪雨対策基本方針(令和6年12月)』



雨水貯留浸透効果の確認



取組事例集の作成

担当部署	東京都都市整備局都市基盤部調整課
連絡先	03-5388-3386
関係機関	東京都、沿線自治体

取組概要

雨水を一時的に貯めたり、しみこませることで、雨が下水道や河川に急激に流入することを防ぎ、これにより水害の発生防止に図る取組。

取組内容の工夫点・課題・留意点

- ・あまみず グリーンインフラ CONCEPT BOOK作成

取組による効果

- ・レインガーデン
- ・バイオスウェル
- ・雨庭
- ・雨水貯留浸透基盤 等の整備

重点推進施策 要配慮者施設における避難確保計画作成

■避難確保計画作成の作成・訓練実施の義務化

- 流域治水プロジェクトの取組のうち、代表的な取組について指標を活用して、見える化
- 要配慮者施設における避難確保計画作成・訓練の実施については、平成29年6月の水防法等の改正により義務化されている。
- また、令和3年7月の水防法等の改正では、区市町村への避難訓練実施の報告が義務化されている。

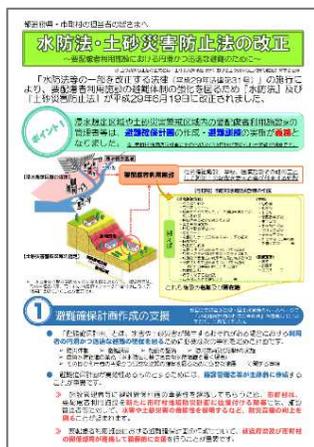
＜水防法 第十五条の三 条文(抜粋)＞

～略～

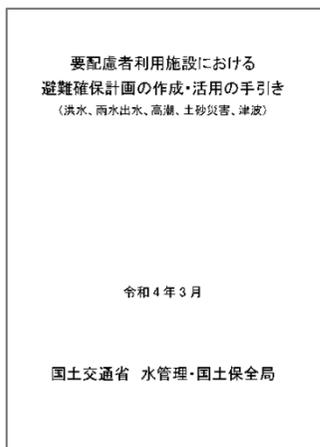
市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた**要配慮者利用施設の所有者又は管理者は**、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する**計画を作成しなければならない**。～略～

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための**訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告**しなければならない。～略～

＜水防法改正のリーフレット＞



＜計画作成等の各種参考資料＞



令和7年度の重点推進施策の1つ(ソフト)として、「**要配慮者利用施設における避難確保計画作成の推進**」を、令和7年度6月荒川水系(東京ブロック)流域治水協議会 幹事会において位置付けた。

重点推進施策 要配慮者施設における避難確保計画作成

～(参考)全国における避難確保計画の作成状況～

水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況(洪水)

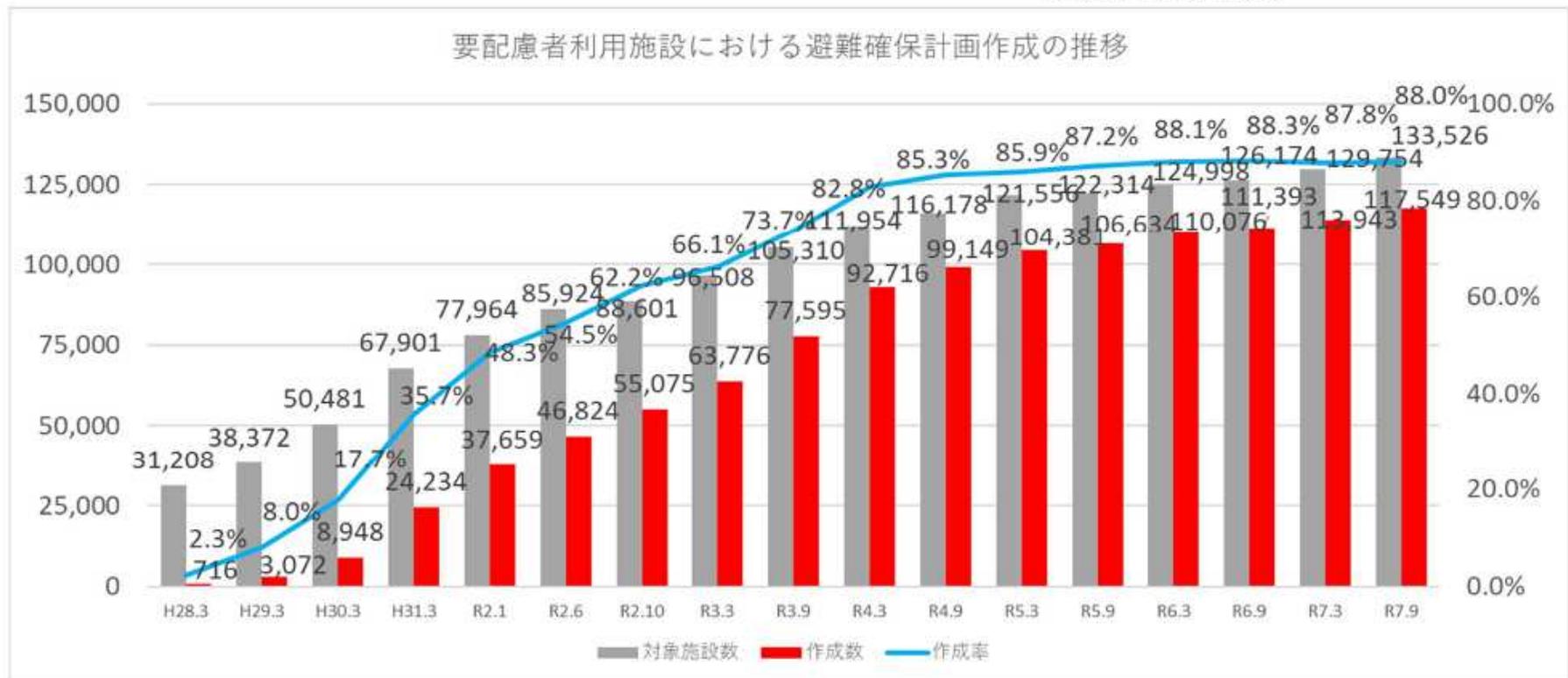
○ 令和7年9月30日時点で、対象施設※は133,526施設、うち計画作成済みは117,549施設(約88%)。

○ 令和6年度に避難訓練を実施した施設数は、52,002施設。

※市町村の地域防災計画に定めた要配慮者利用施設

令和7年9月末時点		
対象施設	計画作成済み	避難訓練の実施
133,526	117,549	52,002

(※令和7年3月31日時点)



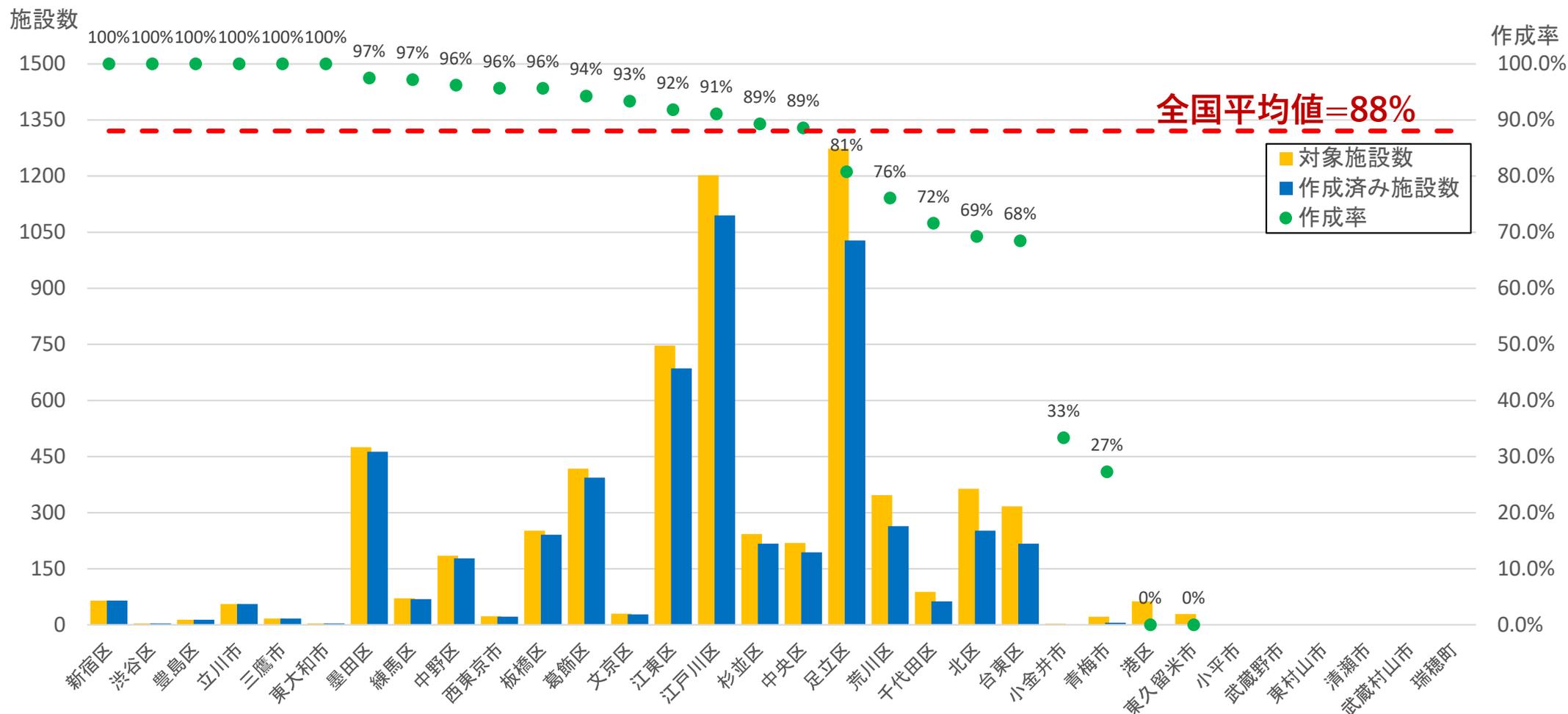
重点推進施策 要配慮者施設における避難確保計画作成

■荒川水系(東京ブロック)流域治水協議会における避難確保計画の作成状況

○全国における避難確保計画の作成状況との比較

全国平均 = 88% > 荒川水系(東京ブロック)平均 = 85.4%
(令和7年9月時点)

➡ 避難確保計画作成率が全国平均より約2.6%低い



避難確保計画作成状況の自治体別比較(令和7年9月時点)

■各自治体の工夫や課題解決策

1. **作業の省力化** フォーマット作成(ひな形、マニュアル作成)
2. **直接の呼びかけ** 電話、メール、書面等を用いた定期連絡

Best Practices


中野区(96%)

電話による**直接指導**を実施している。


板橋区(96%)

メール・郵送での依頼と併せて**電話での直接説明**を実施している。


江東区(92%)

新たに設立された施設や計画が未策定の施設に対して策定の依頼文の送付。


豊島区(100%)

最低限の必要事項を記入すれば避難確保計画が完成する**フォーマット**を作成(防災担当部署だけでなく、関係する**各施設管理部署**からも作成について案内)